

(1) 法人 中長期計画

中長期事業計画（令和3～5年度）

I. 過去3年間（平成30年度～令和2年度）の総括（※年度末集計 令和2年度は、令和3年1月31日現在で集計）

① 運営

(1) 人材確保と人財育成

人材確保

	H30	R1	R2	R3
新卒採用人員	2	1	0	2（予定）
新卒離職人員	2	1	0	-
中途採用人員	21	11	14	-
技能実習生	0	2	0	2（予定）
離職人員	24	23	19	-
総人員	146	137	141	-
離職率	16.4	16.8	13.5	-

=技能実習生について=

令和2年度に受け入れる予定2名の入国が、新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、当初令和2年12月末であったが、大幅にずれ込み、令和3年4月～5月になる予定。

※離職率 全産業15.6%（医療・福祉 14.4%）

令和元年度調査（厚生労働省 R2.9.30）

人材育成

資格所有者	H30	R1	R2
介護福祉士	47	51	53
社会福祉士	9	10	8
介護支援専門員	15	15	15

平成21年2月末（平成20年度）

介護職員44名のうち介護福祉士15名 [34%]

平成30年2月末（平成29年度）

介護職員68名のうち介護福祉士45名 [66%]

令和3年1月末（令和2年度）

介護職員66名のうち介護福祉士51名 [77%] ※目標75%

退職者

在職期間	H30	R1	R2	計	退職の主たる理由
1ヶ月以内	5	4	3	12	思った以上に大変だった。
1～3ヶ月	1	1	5	7	仕事が覚えられない。（覚える気がない） 職場になじめない。
3～6ヶ月	2	2	1	5	仕事が覚えられない。（覚える気がない） 病気（身体的疾患・精神疾患）の悪化。
6ヶ月～1年	3	1	2	6	人間関係（同僚とのトラブル）・有期アルバイト2名
1年～3年	4	5	2	11	1年以上では、定年・高齢を理由とした退職が50%以上
3年～5年	4	4	2	10	他の職種への転職
5年以上	5	6	4	15	家庭的な転居（結婚・離婚・配偶者の転勤等）
計	24	23	19	66	

1年未満の退職者

平成30年度 11名、令和元年度 8名、令和2年度 11名

定年や高齢を理由とした退職

平成30年度 8名、令和元年度 6名、令和2年度 4名

結婚や県外移住を理由とした退職

平成30年度 0名、令和元年度 3名、令和2年度 2名

(2) 事業運営

<新型コロナウイルス感染症について>

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月末より日本国内でも感染が拡大し始め、当法人と同様の高齢者施設で集団感染（クラスター）が発生する事例が全国各地で見られ、継続的に対策を講じた。

①施設内における新型コロナウイルス感染症の具体的な感染防止対策

1. 出勤前の体温測定と出勤時の体調確認の記録（令和2年2月25日～）

2. 体調不良時の出勤前の報告・相談

※家族の体調不良や家族の職場の状況についても報告を依頼している

3. 出退勤時、一介助ごと、外出からの帰苑時の手洗い・うがいの徹底
4. 部署間の往来を最小化するゾーニング（部署間の行き来を減らすための行動修正）
 - 例) タイムカードの設置場所を事務所→廊下に変更
5. 換気・清掃・消毒の徹底
 - 送迎に使用する車両においても、都度で消毒を実施
6. 部外者の来苑防止（納品も玄関口で受け取り、職員が収納している）
7. 面会の制限（WE B面会の実施）
8. マスクの着用の徹底
 - ※認知症利用者への対応に苦慮している
9. 利用者の食事の際の距離を保つための場所の確保・座席の修正
 - ※部署により、困難なケースあり
10. 衛生備品の備蓄と保管管理
11. 業務中の不要不急の外出 自粛（集合型研修を含む）
12. 月1回以上の感染予防に関する周知事項の回覧（私生活上の注意点を含む）
 - ※地域の感染拡大状況により「不要不急の外出」「県外への外出」「外食」「会食」等の自粛依頼
13. 体調不良時の抗原検査実施体制の確立（嘱託医・産業医との連携）
14. 感染症休暇による休みやすい体制の確立
15. 発生時想定の対策案の確立と必要物品の準備（嘱託医・産業医からの助言も得ている）
16. 職員個々の行動記録を依頼している
17. 入居者・利用者・職員リストの作成と更新
18. やむを得ない場合の来苑者（看取り期の面会や急を要する修繕業者）に対するスクリーニング（検温・手洗い、うがい・聞き取り）
19. 職員の不調時の聞き取り表を準備し、都度で産業医に相談し、出勤可否の判断をしている
20. やむを得ない来客対応の際に飛沫防止を目的として相談室に衝立を設置した
21. 職員の食事休憩の場所の工夫（向き合わない）とマスクを外した状態での会話の禁止依頼
22. 対応経過記録の保存
 - P D C Aによる対策強化とマニュアル化につなげる
23. 歯科治療等、入居者に必要な外部者との接触は別フロアで実施している
24. 香川県相互応援ネットワークへの参加
 - 令和3年1月16日～令和3年2月28日 介護職員1名派遣

②発生時に備えた具体的な対策について

1. 発生時想定の対策案の確立（嘱託医・産業医からの助言も得ている）
 - ※発生時の対応訓練は4月に実施予定（準備中）
 - ※消毒業者の連絡先は確認済み
 - ※付近のホテルリスト作成済み（管理職・レッドゾーン対応職員等が宿泊することを想定）
 - ※ホームページに掲載する他法人の文面例の保管
 - ※外部者への連絡先リスト作成済
 - ※発生時のレッドゾーン対応可能職員のリストアップ（職員の意向確認済み）
 - ※明確な役割分担は、検討中
 - （現場での指揮命令者・関係者との連絡係・医療機関との連携係・備品調達係・広報係・サービスを停止する在宅利用者へのケア 等）
2. 必要物品の準備（嘱託医・産業医からの助言も得ている）
3. 入居者・利用者・職員リストの作成と更新
4. 職員個々の行動記録を依頼
5. 衛生備品の備蓄と保管管理
6. 防護服の着脱実技研修の実施
7. 調理現場で発生した際の対応策と備蓄と対応訓練の実施
 - ※冷凍弁当の活用

特別養護老人ホーム

入居者の重度化が顕著となり、また医療の方向性（治療や受診受入等）の転換もあり、重度要介護状態高齢者に必要なケアが提供しながら、終末期に看取りケアを行う状況が続いています。

退所の看取り率も高く、令和2年度においては、100%の状態（令和3年1月31日まで）となっています。

特養 状況の推移

年度	H30	R1	R2
介護度	4.1	4.1	4.0
看取り	18名	12名	15名
退所の看取り率	85.7%	85.7%	100%
医行為従事者	19名	17名	16名

※医行為従事者については、高齢職員の契約変更（夜勤ありの正規→夜勤なしのパート）により人員が減少しています。

短期入所生活介護

利用状況は平成20年度より、ほぼ変化はありません。令和2年度は、若干介護度が低下しています。

	H20	H30	R1	R2
月平均延べ利用者数	566.6	561.8	561.3	565.6
1日あたりの平均利用者数	18.5	18.5	18.4	18.5
稼働率	92.5%	92.5%	92.0%	92.5%
平均介護度	2.9	2.8	2.9	2.6

通所介護

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の利用率が極端に減少しました。

(原因)

- ①地域での蔓延に伴い、複数の重度利用者が短期入所を長期利用した。
- ②発熱等の体調不良者や家族が県外に行った等により、体調観察期として10～14日程度休んでいただいた。
- ③利用者自身が利用を長期的に休んだ。

2. 平成30年度の改正により、地域支援事業の総合事業が本格的に実施され、要介護認定を受けずに保険者（市町）が実施するチェックリストに該当する「事業対象者」が利用されるようになりました。（週1回程度）

	H30	R1	R2	
1日の平均利用者数	32.66	32.26	28.08	
稼働率	72.6%	71.7%	62.4%	
平均介護度	1.57	1.58	1.50	
実人員	事業対象者	15	17	14
	要支援1	27	22	15
	要支援2	30	32	26
	要介護1	40	35	36
	要介護2	20	20	16
	要介護3	13	8	10
	要介護4	6	7	8
要介護5	6	5	8	

居宅介護支援

全体的に利用者数が低下してきています。介護（要介護1～5）の方が低下し、予防（要支援1・2）の方が増加している傾向があります。

月平均の利用者数	H30	R1	R2
介護サービス計画	108.0	106.9	102.6
予防サービス計画	41.6	40.4	43.2
合計	149.6	147.3	145.8

ショートステイセンターつながり

平成24年11月に開設し、平成27年4月に20床より30床に増床し、多くの高齢者に定期及び継続して利用していました。

稼働率も96%程度で維持されています。平均介護度も2.7程度が続いています。

	H30	R1	R2
月平均延べ利用者数	868	882	885
1日あたりの平均利用者数	28.8	28.9	29.0
平均介護度	2.6	2.8	2.7

小規模多機能事業所まほろば

平成24年10月に開設し、平成29年5月に登録者数を25名から29名、通い定員を15名から18名に拡大しました。

登録状況は直近3年間で常に90%以上を維持しております。

平成27年度より訪問件数月間200件以上に対して訪問体制強化加算が新設され、現在は常に300件以上の訪問を実施しております。

利用者の意向により、看取りも行っております。

	H30	R1	R2
年度末登録者	28	28	28
平均介護度	2.2	2.3	1.8
1日の平均利用（通い）	14.4	13.5	14.8
1日の平均利用（泊まり）	7.7	6.1	6.3
1日の平均利用（訪問）	12.1	14.5	15.4

（3）地域貢献

1. ふれあい配食サービス

- ・西庄地区社会福祉協議会と連携し、一人暮らしの方に栄養バランスのとれた安価なお弁当を提供いたしました。
- ・ふれあい配食サービスを通じ、地区社会福祉協議会や民生委員等との連携を行い、見守り活動の後方支援を行いました。

2. 仲間づくり活動への支援

- ・主に江尻西条よってみよう会・江尻南条ことぶき会へ参加し、支援をしましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止により、仲間づくり活動自体が中断しています。

3. 老人介護支援センター

- ・委託費を受けることなく、相談があった場合は対応し、坂出市地域包括支援センターや民生委員等との報告・連携して、支援しました。

4. 地域の清掃活動

- ・毎週金曜日、愛生苑周辺の道路の清掃活動を行いました。
- ・年1回、西庄水利組合、江尻水利組合管轄の水路の清掃活動を行いました。

5. 地域ヘルプマン！！！活動

- ・地域で徘徊をしている方や困っている方に声をかけ、年間で約1～4名の方に対応させていただきました。

6. 香川おもいやりネットワーク事業

- ・平成27年4月に入会し、事業運営の核となる「コミュニティ・ソーシャルワーカー」を育成してきました。（要研修受講）現在では、以下の2名がコミュニティ・ソーシャルワーカーとして、香川県や坂出ブロックにて活動をしています。

=当法人のコミュニティ・ソーシャルワーカー=

- ①清水 愛（愛生苑居宅介護支援事業所・介護支援専門員） 社会福祉士
- ②古藤奈央子（愛生苑通所介護事業所・生活相談員） 社会福祉士
- ・年4回（3ヶ月に1回）開催されています「坂出ブロック会議」に参加し、地域での課題を検証しています。
- ・過去2回程、「フードバンク」（いざと言う時、すぐに生活困窮者に提供できる保存可能な食品を保管しておく事業）で使用できる食品を集め、寄贈しました。

② 財務

資金残高 2億2,000万円 (平成30年3月末・決算)

↓

2億3,000万円 + 1億円（施設整備等積立資産） (令和3年3月末・補正による見込み)
建替積立資金 8,000万円 ・ 修繕積立資金 2,000万円

【今期（平成30年度～令和2年度）の中長期計画 財務目標値】

資金残高（目標）2億7000万円～3億円から積立資金を確保し、

建替積立資金 8,000万円 修繕積立資金 2,000万円 人件費積立資金 2,000万円

資金残高 1億5000万円～1億8000万円

目標値は概ね達成する見込みです。

II. 当期（令和3年度～5年度）経営計画

1. 理念（基本方針）

- 一 「愛生苑」を全ての利用者の人生の意義と人権尊重を大切にした生活の場とする。
- 二 利用者の生活に総合的にかかわり、自立した生活が維持できるように、個々の生活障害に応じて援助し且つ個々の意思を尊重し、あたたかでゆったりとした生活ができるように環境を整える。
- 三 地域福祉の推進に協力し、地域に親しまれる開放された施設づくりをする。

2. 方向性

法人

- 事業継続計画（B C P）を作成・見直し、感染症や自然災害に耐えうる体制を構築します。
- 定年退職等を見据えた計画的人材の確保とともに優秀かつ有資格である人材の育成を行うことで、離職率10%以下を目指します。
- 地域に貢献できる福祉活動を展開します。
- 今後の介護保険報酬減少改正に耐えうる財務管理体制を整えます。

介護事業全般（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・小規模多機能型居宅介護・居宅介護支援）

- 厚生労働省のデータ提出活用システム（L I F E）を活用した科学的介護による自立支援・重度化防止の取り組みを行います。

特別養護老人ホーム

- 入居者の重度化に対応できる体制（特に看取り）を継続していくとともに、重度化させないための取り組みを行います。また、増加する認知症高齢者に対しての認知症ケアが提供できる体制を確立していきます。

短期入所生活介護

- 重度要介護者の在宅生活継続を援助していく上でも、重度要介護者の受入れをスムーズにできる体制づくりを確立していきます。

通所介護

- 重度要介護者や認知症高齢者の受入れをスムーズにできる体制づくりを確立していくとともに利用者のニーズの多様化にともない、個別化されたサービスの提供ができる体制づくりを行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業に移行された要支援者・事業対象者に対して、介護予防に資するサービスの提供を継続的に行います。

つながり

- 認知症高齢者の在宅生活継続を援助していく上でも、認知症高齢者の受入れをスムーズにできる体制づくりを確立していきます。

まほろば

- 在宅生活継続支援として、訪問中心のサービス提供を継続していきます。また、地域貢献事業の中核拠点として、地域の方との連携を強化します。

居宅介護支援

- 医療等他職種との連携強化により、独居高齢者や認知症高齢者が在宅生活を継続できるよう援助していきます。

老人介護支援センター

- 地区社会福祉協議会や民生委員等との連携を継続し、また各地区における仲間づくり活動への支援・連携を行うことにより、地域福祉の推進を継続します。

ふれあい配食

- 地域貢献事業の一つとして、継続実施いたします。

香川おもいやりネットワーク事業

地域貢献事業の中核として、継続実施いたします。また、コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成を継続的に実施し、コミュニティ・ソーシャルワーカーの人員を増加し、地域貢献活動が幅広く行なえるようにします。

食事提供サービス事業

医療法人社団愛生会「デイセンター緑生」の利用者に喜ばれる食事を提供いたします。

3. 具体的施策

法人

・ 効果的な採用と離職率の低下

定年退職等を見越した定期的・効果的な採用を実施します。また、定年退職後でも勤務しやすい「介護助手」「調理補助員」等の仕組みを確立していきます。

(定年が予定されている職員)

年 度	定年 (65歳)	延長雇用満了 (70歳)
3	1	2
4	4	0
5	1	0

離職率10%以下にするために、採用面接手法の変更と面接技術の習得・向上を目指します。

・ 有資格者の育成・確保

※前回の3年後目標は、介護福祉士75%でした。(現在、77%)

今期は介護福祉士80%超を目指します。

→実現するために、「介護福祉士実務者研修受講費用貸付制度」の活用を促進します。

・ 地域貢献活動の充実・拡大

現在、実施しています地域貢献活動を継続実施するとともに、実施状況の広報活動に力を入れます。

「香川おもいやりネットワーク事業」においては、香川県社会福祉協議会や他施設、民生委員等との連携を強化し、積極的に活動します。

特別養護老人ホーム

・ 入居者の重度化に対応できる職員研修の充実

→県が実施する喀痰吸引研修への受講、施設内での喀痰吸引フォローアップ研修や看取り介護研修を実施します。

→個別機能訓練・褥瘡管理・排泄支援（おむつ外し等）・栄養管理・口腔ケア等への取り組みを専門的に実施できるようにします。

・ 認知症ケアを専門的に実践できる職員研修の充実

→県が実施する認知症介護実践研修（実践者・実践リーダー）を受講し、認知症ケアが専門的に実施できるようにします。

短期入所生活介護

・ 利用者の重度化に対応できる職員研修の充実

→県が実施する喀痰吸引研修への受講、施設内での喀痰吸引フォローアップ研修を実施します。

→個別機能訓練・褥瘡管理・排泄支援（おむつ外し等）・栄養管理・口腔ケア等への取り組みを専門的に実施できるようにします。

通所介護

・ ニーズの多様化にともなう選択制プログラムの拡充

→現在、行っている選択制プログラムに満足することなく、利用者のニーズに合わせて、プログラム数を追加し、また、見直しを行います。

・ 機能訓練（特にパワーリハビリ）の充実、拡大

- 内容をより高度なものに見直し、生活機能維持に資するものに変更していきます。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に移行された要支援者・事業対象者への対策の強化
→サービス内容を検討しながら、自立支援に資するプログラムを提供していきます。

つながり

- ・ 認知症利用者に対応できるユニットケアの充実
→認知症実践者研修やユニットケアセミナー等を受講し、より高い質のケアが提供できるようにします。
→定期的なユニット会議開催を奨励し、ユニットごとの特徴を最大限に引き出します。
- ・ 機能訓練（特にパワーリハビリ）の充実、拡大
→実施している利用者数を増やします。
→内容をより高度なものに見直し、生活機能維持に資するものに変更していきます。

まほろば

- ・ 地域との連携強化（特に江尻地区）
→江尻地区との連携を強化します。（運営推進会議委員の増員検討等）
- ・ 機能訓練（特にパワーリハビリ）の充実、拡大
→実施している利用者数を増やします。
→内容をより高度なものに見直し、生活機能維持に資するものに変更していきます。

居宅介護支援

- ・ 医療連携や地域連携に対応できる職員研修の充実
→施設内研修や県主催の研修に参加することで、より高い専門性を養います。
→主任介護支援専門員として地域をリードできるような活動を展開します。
- ・ 介護予防マネジメントの資質向上
→本格的に実施される介護予防・日常生活支援総合事業が定着できるよう、利用者にご理解いただけるような説明を行うとともに、自立支援に資する計画を提供します。

老人介護支援センター

- ・ 地区社会福祉協議会や民生委員等との連携
→西庄地区社会福祉協議会会长にまほろば運営推進会議委員を依頼し、参加していただいた上で、地域との連携を強化します。
- ・ 仲間づくり活動への支援
→現在の2ヶ所への支援を継続するとともに、他の仲間づくり活動も支援できるようにしていきます。

ふれあい配食

- 喜ばれる食事を提供するために、新メニュー、季節感、色彩、郷土色等を工夫します。
- 配達をされる民生委員の方との連携を強化し、地域での一人暮らしを支援します。

香川おもいやりネットワーク事業

- コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成を継続的に実施します。
- 坂出支部会に積極的に参加し、地域貢献活動が幅広く行なえるようにします。

食事提供サービス事業

- 喜ばれる食事を提供するために、新メニュー、季節感、色彩、郷土色等を工夫します。

III. 当期（令和3年度～5年度）財務計画

1. 経営分析改善課題

① 改善課題

設立25年目を迎える、平成24年度の事業拡大を経て、経営も概ね軌道に乗りました。当法人の運営に対して、地域の在宅利用者や住民の方々にもご理解をいただけるようになりました。

令和3年の介護報酬改正は、介護報酬は3回目のプラス改正となり、前々回の過去最低の下げ率を乗り越えたこともあり、安定した経営が見込めます。報酬が一定程度上昇することが見込まれる一方、人件費・修繕費・物品購入費が増加していくことも見込まれます。また、地域で暮らす重度要介護者（要介護3～5）が減少している中、新規利用者をいかに獲得していくか、営業手腕も問われています。

※愛生苑建築から25年目を迎える、エアコンの新規入れ替え工事や外壁修繕工事、フロア改修工事を今期に行わなければならない状況にあります。

（概算見積り） エアコン 7,000万円 外壁修繕工事 2,000万円 フロア改修工事 91万円

また、現在の介護報酬改正状況を分析していくと多床室の報酬低下が著しく、多床室を中心とした特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の事業展開に不安があります。時代の流れに応じたサービスを展開していくためには、近い将来、建替えもしくは建増し・改築を余儀なくされる時期が来るを考えます。状況によっては、建替資金を積み立てる以前にその時期が来る可能性もあります。

この地域の福祉・介護を永続的に維持していくためにも、建替えもしくは建増し・改築に対応できるよう計画的な建替資金積立や修繕資金積立等が必要となります。しかし、介護報酬も次期改正では再び報酬低下することも予測され、急速に積立資金を増やすことは出来ない現状もあります。

② 改善目標

現在の資産と負債の貸借対照（B/Sバランス）は安定しており、経営そのものには問題ないため、今後堅実に収入を増加させるしかありません。次期介護報酬（令和6年度）の改定では、多額の収支差額は見込めないため、今期において無理・ムラ・無駄（特に人件費と修繕費）を省き、確実に収支差額を黒字にしておくことが目標となります。

2. 長期財務目標

建て替えに備えておく必要があります。しかし、増築・改修・新築等への補助金がなくなり、法人の資産のみで建て替えをしなければなりません。また、今後の介護報酬は不透明であるため、以前のように借入金をして建て替え、返還していくことは、困難になることが想定されます。そのため、建て替えまでに5～10億円の建替積立資金が必要です。

平成27年度に完済しました設備資金借入金は、年間1,200万円の返済をしておりましたので、その部分を建替積立資金として充当し、一部を修繕積立資金として確保しておく必要があります。

長期目標

建て替えまでに5～10億円の建替積立資金

3. 中期財務目標

現在の資金残高 2億3,000万円 + 1億円（施設整備等積立資産） (令和3年3月末日見込)

↓
要獲得資金収支差額7,000～9,000万円
[単年 平均額2,300～3,000万円]

エアコン修繕 7,000万円
(令和4年度予定)

3年後の資金残高（目標） 2億円 + 1.5億円（施設整備等積立資産）

資金残高（目標）3億5,000万円～3億7,000円から積立資金を確保し、

建替積立資金 10,000万円 修繕積立資金 3,000万円 人件費積立資金 2,000万円

資金残高 2億円～2億3,000万円 を目標とします。

(2) 令和3年度 事業計画

法人事業計画

《基本方針》

- 「愛生苑」を全ての利用者の人生の意義と人権尊重を大切にした生活の場とする。
- 利用者の生活に総合的に関わり、自立した生活が維持できるように、個々の生活障害に応じて援助し且つ個々の意思を尊重し、あたたかでゆったりとした生活ができるように環境を整える。
- 地域福祉の推進に協力し、地域に親しまれる開放された施設づくりをする。

《概要》

施設名	愛生苑		つながり・まほろば			
所在地	香川県坂出市西庄町字大屋敷79番1		香川県坂出市西庄町字大屋敷88番1			
開設年月日	平成8年4月5日		平成24年10月30日、平成24年11月1日			
設置者	社会福祉法人永世会					
理事長	上里好子					
施設長	山口吉英					
事業内容・定員	特別養護老人ホーム	定員 50 名				
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護予防を含め定員 20 名				
	通所介護 介護予防通所介護	介護予防を含め一日あたり定員 45 名				
	居宅介護支援					
	老人介護支援センター					
	ふれあい配食					
	小規模多機能型居宅介護支援	登録 29 名・通い 18 名・泊まり 9 名				
	単独型ユニット型短期入所生活介護	定員 30 名・1 ユニット 10 名				
	香川おもいやりネットワーク					
	給食提供サービス	デイセンター緑生への給食提供				
人員(120名) ○囲み数字は 非常勤職員の再掲	職種	人数	職種	人数		
	施設長	1	生活相談員	5		
	副施設長	1	計画作成担当者	1		
	医師	1 ①	看護職員	12 ③		
	小規模多機能管理者	1	機能訓練指導員	2		
	栄養士	3	介護職員	68 ⑯		
	介護支援専門員	3	環境整備員	3 ③		
	事務員	5 ①	介護助手	3 ③		
			調理員	13 ⑦		
	外部委託人員(2名)	シルバー人材	1 ①	人材派遣	1 ①	

《人材確保》

新卒募集人員 生活相談員1名 介護職員1名 調理員1名

- リクナビ2022を活用し、計画的な採用を行います。
- 当法人主催の法人説明会を開催するとともに、他団体による職場説明会に参加し、広報活動に努めます。

技能実習生(外国人労働者)

- 2021年4月末～ インドネシアより女性2名を受け入れる予定です。

※新型コロナウイルス感染症により、入国制限がかかっていることから、入国が4ヶ月遅れています。

《人材育成》

職員育成テーマ 「支え合い、喜ばれるサービスを提供する。」

OJT(業務上訓練)を強化します。(OJTマニュアルの周知・徹底)

《施設内研修》

研修計画

	全体研修 [全職員を対象]	現場研修 [介護・看護職員を対象]	新人研修 [新規採用職員を対象]	特別研修
4月		介護事故防止	新人研修 中途採用者研修	
5月		腰痛対策		
6月	感染症予防 I (疥癬・0-157等)			介護支援専門員受 験対策
7月		認知症について		介護福祉士・社会 福祉士受験対策
8月		医療知識		
9月		介護事故防止		リーダー研修
10月	感染症予防 II (インフル エンザ・ノロウイルス)		中途採用者研修	
11月		ターミナルケア		主任・管理者研修
12月		褥瘡予防 看取り		
1月	人権擁護・基本理念等			
2月		高齢者虐待防止 身体拘束廃止		
3月	災害対策・法令遵守 接遇・マナー			

※新型コロナウイルス感染症蔓延防止として集合研修を回避し、書面回覧やDVD視聴等にて実施いたします。

《会議》

- 運営会議…事業計画に基づき、事業運営の適正化を図るとともに、委員会等からの改善案を検証し、よりよいサービスの提供が行えるように、1ヶ月に1回または必要時に開催する。
[参加者] 理事長、施設長、副施設長、事務長、通所管理者、特養看護主任、特養介護主任、管理栄養士、つながり管理者、まほろば管理者、居宅介護支援管理者
- 入居・短期入所部門会…業務遂行上の問題点を抽出し、改善案を検証、よりよいサービスの提供が行えるように、2ヶ月に1回開催する。
[参加者] 生活相談員、介護職員、看護職員（機能訓練指導員）
- 通所介護部門会…業務遂行上の問題点を抽出し、改善案を検証、よりよいサービスの提供が行えるように、2ヶ月に1回開催する。
[参加者] 生活相談員、介護職員、看護職員（機能訓練指導員）
- 在宅部門会…ケアマネジメント等の学習を行うことにより、介護支援専門員としての資質向上を目指し2ヶ月に1回開催する。
[参加者] 介護支援専門員

『施設委員会活動』

委員会名	目的及び議事内容	構成	開催
入所判定	一般入所申請（待機期間）・緊急入所申請（点数化）等を加味しながら、次期入居者について判定を行う	理事長・施設長・副施設長・事務長 特養主任生活相談員・介護主任 看護師・管理栄養士 居宅主任介護支援専門員	月1回
危機管理・緊急対応	事故や感染症蔓延等の危機・緊急事態が生じた場合、その対応策を講じる ・予防策の常時の対策についてはリスクマネジメント委員会・感染症対策委員会で対応していく	施設長・副施設長・事務長 主任生活相談員・介護主任・看護師 管理栄養士 等	必要時
身体拘束廃止	身体拘束事例等を検証し、廃止に向けての対策を検討する ・一般的な対策については、権利擁護委員会で対応していく	施設長・副施設長・主任生活相談員 介護主任・看護師 デイ主任生活相談員 居宅主任介護支援専門員	必要時 3ヶ月に 1回
感染症対策	感染症予防の徹底・周知 感染症予防対策の改善 状況把握・感染対策担当職員の推薦 感染情報レポートの取りまとめ 研修内容の検討	理事長・施設長・副施設長 主任生活相談員・介護主任・看護師 感染対策担当職員 デイ主任生活相談員 居宅主任介護支援専門員	月1回
褥瘡防止	褥瘡防止の徹底・周知 褥瘡防止対策の改善 状況把握 必要な介護技術の分析 福祉用具の活用検討	理事長・施設長・副施設長 主任生活相談員・介護主任・看護師 デイ主任生活相談員 居宅主任介護支援専門員	月1回
事故対策	事故の現状把握 事故分析・対策案の立案、周知 必要な介護技術の分析 転倒予防に資する環境への検討 苦情や要望への対応協議	施設長・副施設長・事務長 特養主任生活相談員 介護主任・看護主任・管理栄養士 デイ主任生活相談員 居宅主任介護支援専門員	月1回
虐待防止	虐待防止の徹底・周知 虐待防止のための事例検証及び周知 介護状況把握 虐待防止マニュアルの策定と検証	施設長・副施設長・主任生活相談員 介護主任・看護師 デイ主任生活相談員 居宅主任介護支援専門員	月1回
衛生	職員の健康維持・増進に関する対策及び周知 職員の健康障害防止に関する対策及び周知 職員の労働上の安全に関する対策及び周知 労働災害再発防止のための事例検証及び周知	理事長・施設長・副施設長・事務長 産業医 特養主任生活相談員 介護主任・看護主任・管理栄養士 デイ主任生活相談員 居宅主任介護支援専門員	月1回
医行為安全管理	医療的ケア実施にかかる体制の検討 医療的ケアを実施前の準備・手続き 医療的ケアにかかる事故・ヒヤリハット事例の分析・検討 医療的ケアを実施するための研修・指導方法の検討 医療的ケアの手順の検討と見直し	施設長・副施設長・事務長 主任生活相談員・介護主任 看護主任・管理栄養士 居宅主任介護支援専門員	月1回
介護力向上	水分摂取量の現状把握と改善検討 おむつ外しの現状把握と改善検討 歩行状態の現状把握と改善検討 口腔摂取の現状把握と改善検討 認知症ケアの現状把握と改善検討	施設長・副施設長・事務長 主任生活相談員・介護主任 看護主任・管理栄養士 居宅主任介護支援専門員	月1回

※新型コロナウイルス感染症蔓延防止として、一堂に会する委員会の実施は中止しています。各部署より意見を集約した内容を反映し、毎月周知事項を伝達する方法で実施していきます。

特別養護老人ホーム事業計画

入居者の自立性・主体性を引き出す取組みに重点を置いた援助を行いたいと思います。

入居者の生活歴・経験・楽しみ等を十分に把握し、自ら「行いたい」と思えるような援助・行事・企画を準備し、たとえ自ら選択・決定出来なくても入居者の喜び・価値を引き出せるような方法にて、生活感のある暮らしが営めるような援助を心がけていきたいと思います。

《年間目標》

- ・入居者の個々の希望を把握し、希望や楽しみに添えるような支援を行います。（コロナ禍であってもオンラインを活用する等により、家族とのつながりを維持・強化します。）
- ・機能訓練を強化し、より自立した生活が営めるよう支援します。
- ・業務内容を見直し、より個別性の高い支援が出来る方法を検討します。
- ・より良い環境で安全な日常生活を送ってもらえるように居室設えの工夫・整備等を重点的に支援します。
- ・終末期を迎える入居者・家族に、より満足いただける生活が提供できるように日頃から意向を確認し、支援します。

《月間行事》

内容	回数	内容	回数	内容	回数
遊びリテーション	随時	歯科往診	週1回	唄を楽しむ会	月1回
散歩	随時	散髪	月1回	移動美容室	月1回
ケアカンファレンス	随時	消防訓練	月1回	各クラブ活動（※下表）	月1回
皮膚科往診	随時			体重測定	月1回

※クラブ活動

クラブ名	主な活動内容
ものづくり（創作）	ペーパークラフト、絵手紙、壁面創作、お菓子トレー、小物入れ等
書道	毛筆
リラクゼーション	足浴、マッサージ
レクリエーション	カラオケ、ボールゲーム
園芸	季節に合わせた花や野菜

《年間行事》

	施設内行事		外出行事
		預り金相談	
4月		実施	花見
5月	菖蒲湯		番の州公園
6月			菖蒲園（川津）
7月		実施	喫茶店
8月			喫茶店
9月	県知事高齢者訪問	お楽しみ会	
10月	運動会	坂出市長高齢者訪問	実施
11月			喫茶店
12月	柚子湯	クリスマス会	
1月	書き初め	新年会	実施
2月	節分豆まき		
3月	ひな祭り		喫茶店

《調査》

- ・ ADL調査（年3回）
- ・ 長谷川式簡易知能評価スケール（年3回）
- ・ 嗜好調査（年2回）

短期入所生活介護事業計画

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能維持及び利用者の身体的・精神的負担の軽減が図れるような援助を行います。

《年間目標》

- ・希望する方には、個別に機能訓練計画を作成・実行し、機能低下を防止することで、在宅での生活が維持できるよう支援します。
- ・ご家族や関係事業所との連携を密にし、その都度状態にあったケアが出来るよう努めます。
- ・利用者の個別性に応じた環境を整え、利用時に満足いただけるよう支援します。

《サービス内容》

- ・ 提供する生活援助内容は、特別養護老人ホームに準じて行います。
- ・ 居宅介護サービス計画（ケアプラン）に沿ったサービスを提供します。
- ・ 緊急利用等にも対応できるよう受け入れ体制を強化します。
- ・ できる限り事前の面接を行う事により、利用者に対する個別援助が提供できるような配慮をします。
- ・ 入退居時（送迎時）にご家族との面接にて、施設と在宅をつなぐための相談援助を行います。
- ・ 生活歴等を可能な限り確認し、利用者個々に合った関わりを行います。

介護予防短期入所生活介護事業計画

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

《サービス内容》

- ・ 提供する生活援助内容は、特別養護老人ホームに準拠し、介護予防に施するサービスの提供を行います。
- ・ 介護予防サービス計画（ケアプラン）に沿ったサービスを提供します。
- ・ 緊急利用等にも対応できるよう受け入れ体制を強化します。
- ・ できる限り事前の面接を行う事により、利用者に対する個別援助が提供できるような配慮をします。
- ・ 入退居時（送迎時）にご家族との面接にて、施設と在宅をつなぐための相談援助を行います。
- ・ 生活歴等を可能な限り確認し、利用者個々に合った関わりを行います。

通所介護事業計画

《年間目標》

主体性の向上、QOLの向上、身体的・社会的自立支援を目的とし、活動と参加につながる取り組みを行います。

《利用対象者》

要介護1～5

《サービス内容》

送迎、食事、入浴（一般浴槽または特別浴槽）、運動器の機能向上、生活機能向上、生活相談、口腔・栄養スクーリーニング、栄養アセスメント、栄養改善、口腔機能向上

《日課》

1単位	サービス内容	具体的内容
	送迎	普通車、軽自動車、福祉車両使用
8:25～	健康チェック	体重・血圧・脈拍・酸素飽和度・体温等測定、朝食・水分摂取量確認、健 康相談
	入浴、整容	一般浴槽、座位式機械浴槽、特殊寝台浴槽使用、清拭
	物理療法	ホットパック、マイクロ、干渉波、赤外線等
	機能訓練	滑車運動、上下肢挙上訓練、機能訓練体操、歩行訓練、パワーリハビリ等
11:30～	個別機能訓練 I	全身体操
	健口体操	嚥下機能向上体操
12:00～	昼食	身体の状況および嗜好を考えた食事の提供
	口腔機能の向上	歯磨き等の個別指導
13:30～	複合プログラム活動	特別行事、手芸、趣味的活動、園芸、調理等
15:00～	おやつ・交流	
15:30～	個別機能訓練 I	転倒予防運動（ストレッチ、タオル・ボール・棒体操）
16:30～	送迎	普通車、軽自動車、福祉車両使用
利用時間中、必要に 応じ都度実施	個別機能訓練 II	小集団（個別含む）で生活機能向上を目的とした訓練
	認知症状の進行緩和	通所介護計画に準ずる

《年間行事》

	行事	作業療法	教室	その他
4月	ガーデニング	こどもの日・梅雨の壁画	ヨガ	=生活機能訓練活動= D I Y 洗濯・掃除
5月	脳足トレーニング		絵手紙	
6月	消防・避難訓練	花火・夏の壁画	刺繡	園芸 献立作成 家計簿・日記の作成 衣服の手入れ 屋外歩行訓練
7月	ガーデニング			
8月	脳足トレーニング	秋の壁画	口腔	=趣味活動= 手芸 計算・漢字・脳トレ カレンダー作り 書道 ジグソーパズル 囲碁・将棋
9月	ガーデニング	秋・冬 天井飾り	絵手紙	
10月	脳足トレーニング		栄養	
11月	脳足トレーニング	クリスマスの壁画	編み物	手芸 計算・漢字・脳トレ カレンダー作り 書道 ジグソーパズル 囲碁・将棋
12月	ガーデニング、門松作り	正月の壁画		
1月	消防、避難訓練	春・夏 天井飾り	認知症予防	書道 ジグソーパズル 囲碁・将棋
2月	脳足トレーニング		絵手紙	
3月	ガーデニング	桜の壁画	D I Y	

介護予防・日常生活支援総合事業計画

《年間目標》

主体性の向上、QOLの向上、身体的・社会的自立支援を目的とし、活動と参加につながる取り組みを行います。

《利用対象者》

事業対象者、要支援1、要支援2

《サービス内容》

送迎、食事、入浴（一般浴槽または特別浴槽）、運動器の機能向上、生活機能向上、生活相談、口腔機能向上、栄養改善、栄養スクリーニング

《日課》

2単位	サービス内容	具体的内容
	送迎	普通車、軽自動車、福祉車両使用
10:00～	健康チェック	体重・血圧・脈拍・酸素飽和度・体温等測定、朝食・水分摂取量確認、健康相談
	入浴、整容	一般浴槽、座位式機械浴槽、特殊寝台浴槽使用、清拭
	物理療法	ホットパック、マイクロ、干渉波、赤外線等
	機能訓練	滑車運動、上下肢挙上訓練、機能訓練体操、歩行訓練、パワーリハビリ等
11:30～	全身体操	みんなの体操
	健口体操	嚥下機能向上体操
12:00～	昼食	身体の状況および嗜好を考えた食事の提供
	口腔機能の向上	歯磨き等の個別指導
13:15～	運動器の機能向上	上下肢筋力向上メニュー
	生活機能維持向上活動	小集団で生活機能向上を目的とした訓練
13:45～	複合プログラム活動	手芸、趣味的活動、園芸、調理、特別行事等
14:30～	おやつ・交流	
14:50～	送迎	普通車、軽自動車、福祉車両使用

《年間行事》

	行事	作業療法	教室	その他
4月	ガーデニング	こどもの日・梅雨の壁画	ヨガ	=生活機能訓練活動= D I Y 洗濯・掃除
5月	脳足トレーニング		絵手紙	園芸 献立作成 家計簿・日記の作成 衣服の手入れ 屋外歩行訓練
6月	消防・避難訓練	花火・夏の壁画	刺繡	=趣味活動= 手芸 計算・漢字・脳トレ カレンダー作り 書道 ジグソーパズル 囲碁・将棋
7月	ガーデニング			
8月	脳足トレーニング	秋の壁画	口腔	
9月	ガーデニング	秋・冬 天井飾り	絵手紙	
10月	脳足トレーニング		栄養	
11月	脳足トレーニング	クリスマスの壁画	編み物	
12月	ガーデニング、門松作り	正月の壁画		
1月	消防、避難訓練	春・夏 天井飾り	認知症予防	
2月	脳足トレーニング		絵手紙	
3月	ガーデニング	桜の壁画	D I Y	

居宅介護支援事業計画

利用者が、介護保険サービスを受けるにあたって自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切なサービスが総合的且つ効率的に提供されるよう配慮いたします。また、事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

介護予防支援サービス並びに介護予防・日常生活支援総合事業において、坂出市の委託を受け、地域包括支援センターと協働しながら自立支援と「目的指向型」のサービス提供を行えるようケアマネジメントを行うことに努めます。

《年間目標》

ケアマネジメントを通して利用者の自立支援を視野に入れながら本人が望む暮らしが送れるように支援していきます。

- ・ 主治医をはじめ多職種連携に努めます。特に入退院時及び在宅主治医との連携は積極的に行います。
- ・ 総合事業について、利用者・家族に対して適切かつ的確な説明を行います。
- ・ 社会資源を見つけ、インフォーマルサービスをしっかりと活用できるようにしていきます。
- ・ 地域包括ケアシステムを理解し、個人としてだけではなく、地域の団体と積極的に協力し、地域のニーズを見つけ出せるよう取り組みます。
- ・ 要介護者とその家族が最期まで住み慣れた家で生活できるように支援します。

《居宅介護支援サービス内容》

- ・ 要介護認定の申請及び更新の代行
- ・ 状況の把握（アセスメント）
- ・ 介護サービス計画原案の作成
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ サービス担当者との連絡、調整
- ・ 介護サービス計画の作成と提出
- ・ サービス利用後の保険給付管理
- ・ 定期的なサービス提供状況の確認
- ・ 苦情相談
- ・ サービス利用時の事故等に関する相談
- ・ 介護保険施設等への紹介

《介護予防支援サービス並びに介護予防・日常生活支援総合事業内容》

- ・ 状況の把握（アセスメント）
- ・ 介護予防サービス計画原案の作成
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ サービス担当者との連絡調整
- ・ 介護予防サービス計画原案の説明、同意
- ・ 介護予防サービス計画書の交付
- ・ モニタリング
- ・ 利用実績の確認
- ・ 地域包括支援センターへの報告

《部門会》

2ヶ月に1回（奇数月の第2月曜日朝礼後9:00～）部門会を開催し、あらかじめ決めているテーマに沿って、勉強・検討等を行っていきます。

老人介護支援センター事業計画

《年間目標》

相談に対して適切に対応し、坂出市等の関係機関への報告・連絡を迅速に行います。

《サービス内容》

- ・ 在宅介護に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により総合的に応じます。
- ・ 公的保健福祉サービス・介護保険サービスが円滑に利用できるよう、保険者や居宅介護支援事業者等と連絡及び調整を行います。
- ・ 依頼により各地域の老人大学や仲間づくり活動事業等での「介護予防教室」を行います。
- ・ 坂出市、宇多津町及び地域包括支援センター等の官公庁および自治会・地区社会福祉協議会・民生委員等の関係機関とのネットワーク整備等を行います。
- ・ 香川おもいやりネットワークと協働し、地域の生計困難者の支援を行います。

ふれあい配食事業計画

《年間目標》

常に季節の食材や新メニューを取り入れ、満足がいただけるメニューを検討します。

《サービス内容》

ふれあい型食事サービスとは、坂出市地域福祉活動計画「新・坂出ふくしプラン21」に基づいた小地域福祉活動推進事業の一環として各地区社会福祉協議会が行っている事業です。西庄地区社会福祉協議会では、独り暮らしの高齢者を対象にお弁当を配達することで、安否確認・近況確認等を月に1回（毎月20日）実施しています。平成16年11月より西庄地区社会福祉協議会の委託事業として、高齢者に必要な栄養・カロリー等に配慮したお弁当を提供しています。

《事業計画》

一. 独り暮らしの高齢者が喜ばれるお弁当を提供します。

- ・毎月20日実施（20日が日曜日の場合は、21日実施）します。
- ・毎回30食程度が予定されています。
- ・栄養、カロリーに配慮し、必要な方へは「きざみ食」等も提供します。
- ・旬の食材を活用した季節感のある内容にします。

二. 西庄地区社会福祉協議会の配達員との情報交換により、地域福祉の推進・強化に努めます。

- ・必要時においては、老人介護支援センターや居宅介護支援事業所にて、在宅福祉の援助へと繋げていきます。

小規模多機能型居宅介護支援（小規模多機能事業所まほろば）事業計画

《サービス内容》

地域の中で生活する高齢者が、住み慣れた地で安心して暮らせるように「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを「同じ場所で」「馴染みのスタッフが」「一体的に」利用者一人ひとりの状況に応じて提供します。

《年間目標》

住み慣れた自宅での生活を継続できるように多機能性を活かした支援を行います。

法人のリハビリ機能（器具の設置）の利点を活かし、利用者の身体機能の維持・向上に努めます。

認知症の急速な進行を防ぐことができるように一人ひとりの状態に応じた学習療法等の支援を行います。

利用者個々の具体的な目標を明確にし、それを目指した日々のかかわりができるようにします。

「訪問」の提供に力を入れ、1ヶ月延べ200回以上が継続できるように努めます。

園芸や作品作りを通じて、季節を感じられる環境づくりを心がけます。

年間を通じて、感染症対策を行い、予防に努めます。

《事業計画》

- ・その方にあった居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを提供します。
- ・緊急利用等にも対応できるような体制を強化します。
- ・多機能性を重視し、個々の生活状況に応じ、臨機応変な援助を行います。
- ・利用者の身体状況の変化に応じた利用が出来るように調整を行います。
- ・医療機関や他事業所、地域包括支援センター、民生委員等と連携をとり、利用者の生活を多方面から支えることができるようになります。

単独型ユニット型短期入所生活介護（ショートステイセンターつながり）事業計画

《サービス内容》

単独型ユニット型短期入所生活介護とは、

- ・単独型とは、特別養護老人ホーム等と一体的に行われずに短期入所生活介護（ショートステイ）のみで事業を運営することです。（現在の愛生苑短期入所生活介護事業所は、併設型です）
- ・ユニット型とは、ユニットケアと言われ、小集団（10人程度）で家庭的な雰囲気の中、職員や他の利用者の顔ぶれが変わらず、環境の変化によるストレスを最小限度に抑え、利用者一人ひとりに応じた個別の援助を行うことです。
- ・短期入所生活介護とは、在宅高齢者において、介護者が疾病や冠婚葬祭・旅行・休養等により、一時的に在宅での介護が困難となった場合、短期間お預かりし、介護を行うことです。

《年間目標》

- ・利用者の意向を尊重しながら職員のケアを統一することで、身体機能の維持・向上に努めます。
- ・認知症実践者研修やユニットケアセミナー等を受講し、より高い質のケアが提供できるように努めます。

《事業計画》

- ・居宅介護サービス計画（ケアプラン）に沿ったサービスを提供します。
- ・緊急利用等にも対応できるよう受け入れ体制を強化します。
- ・事前の面接を行い、生活歴・趣味・生活状況等を把握することで、利用者自身の意思を尊重したケアが出来るように努めます。
- ・認知症の悪化防止につながる個別援助が提供できるよう配慮します。
- ・生活リハビリ・パワーリハビリを実施することにより、現在の心身機能を維持することで、在宅生活が継続できるよう支援します。
- ・入退居時（送迎時）のご家族との面談にて、施設と在宅をつなぐための相談援助・信頼関係の構築を行います。
- ・利用者、家族、担当介護支援専門員等と情報共有を図り、事故予防・サービスの質の向上に努めます。

さかいでオレンジかふえ「まほろば」事業計画

《サービス内容》

坂出市の認知症カフェ運営事業を委託された事業です。

坂出市認知症カフェ（以下「さかいでオレンジかふえ」）は認知症になっても住みなれた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、認知症の人への効果的な支援、家族の介護負担の軽減を目的として、認知症の人とその家族、地域の誰もが、気軽に参加し集える相談の場です。

どなたでも参加でき、また、各場所によって取り組みは様々です。さかいでオレンジかふえには相談をお受けてくれる専門職が必ず常駐していますので、各種の相談に応じることができます。

月1回（毎月第2木曜日）開催します。

《年間目標》

- ・地域の方に「認知症」を正しくご理解いただき、認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるような街づくりに努めます。
- ・地域の方が「認知症」にならないように、心身機能の維持に努められるような場を提供します。
- ・認知症の方が、地域の方と憩い、集える場を提供します。
- ・地域の方が、気軽に施設に入り出し、当法人施設が地域福祉の拠点となるように努めます。

《事業計画》

- ・毎回、ご家庭でも実践できる手作りおやつを提供します。
- ・認知症の方を含めた地域の方が楽しい一時が過ごせるよう環境・雰囲気を提供します。
- ・認知症（予防）の知識提供、転倒予防体操、学習療法等の専門的知識・技能を提供します。
- ・地域の情報を収集し、認知症で困っている方の早期発見に努めます。
- ・来ていただける方、来ていただける地域の拡大を目指し、広報活動を強化します。

※現在は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、休止をしています。

《サービス内容》

当法人が加入している「香川県社会福祉法人経営者協議会」「香川県老人福祉施設協議会」のほか、「香川県民生委員児童委員協議会連合会」・「香川県県内社会福祉協議会連絡協議会」の4団体にて発足された「香川おもいやりネットワーク事業」に当法人も参画し、制度の狭間で困っている生計困難者を救済する地域貢献事業です。

参画施設が拠出する年会費（当施設の場合、年額200,000円）を財源として、民生委員・児童委員の訪問等により、発見された要支援者に対して、施設や社会福祉協場会に勤務するコミュニティソーシャルワーカーが専門的な相談に応じるとともに、必要に応じて緊急的な支援（食料・衣料・居室・入浴等の現物支給や家賃や水光熱費等の現金給付など）を行いつつ、また公的な制度や資源につなぎ、民生委員・児童委員と協力をしながら、地域での継続的な支援・見守り活動を行う事業です。

※コミュニティソーシャルワーカーとは、「香川おもいやりネットワーク事業」が実施する研修を受講した者を言い、当法人では平成28年度末までに居宅介護支援専門員・つながり生活相談員・デイ生活相談員の3名（全員、社会福祉士）が受講済みです。

《年間目標》

- ・「香川おもいやりネットワーク事業」に当法人も参画し、社会福祉法人として地域に貢献します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーの増員養成を行います。

《事業計画》

- ・当法人が持つ機能（支援センター・ふれあい配食サービス・おれんじカフェ等）を駆使し、地域の中で制度の狭間で困っている生計困難者の早期発見に努めます。
- ・生計困難者が発見された場合、坂出市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカーが早急に対応し、専門的な相談に応じます。
- ・緊急的な支援が必要な場合は、食料・衣料・居室・入浴等の現物支給や家賃や水光熱費等の現金給付などを行います。また公的な制度や資源につなぎ、民生委員・児童委員と協力をしながら、地域での継続的な支援・見守り活動を行います。
- ・香川県社会福祉協議会主催のコミュニティソーシャルワーカー養成研修に参加し、コミュニティソーシャルワーカーの増員養成を行います。

給食提供サービス事業 事業計画

- ・利用者の健康状態や嗜好などを十分に理解し、栄養バランスと適切なカロリー摂取に留意し、給食を提供します。
- ・医療法人社団愛生会からの事業受託として、療養食や嚥下や咀嚼に配慮した食事が提供できるようにします。
- ・食の安全を確保するため衛生面については特段の配慮をし、調理、盛り付けにも一層の工夫を加え、楽しい食事が提供できるようにします。
- ・行事食など季節に応じた給食を提供します。
- ・食中毒の予防等、食品衛生にも万全の対策をいたします。